

●香川県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年8月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月9日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市昭和町2丁目甲1718番 1地先から 観音寺市昭和町2丁目甲1690番 9地先まで	10.2~13.7	45	平成20年香川県告示第436号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成25年8月9日